

無人航空機の飛行計画等確認書（案）

1 行為許可申請

許可の申請は、熊本県都市公園規則第2条による行為許可申請書（別記第4号様式）により行い、別添の様式1～3及び関係書類を添付すること。

2 様式1～3の記載等について

様式1～3の記載方法及び確認事項は次のとおり。

(1) 飛行計画確認書（様式1）について

① 申請者

法人名、代表者名、住所及び連絡先（電話番号・メールアドレス）を記載し、責任の所在を明らかにすること。

② 飛行の目的

飛行の目的を分かりやすく簡潔に記載すること。

③ 操縦者

操縦者の氏名や飛行経験等を様式2に記載すること。

④ 機材の安全性

機材の種類等を様式3に記載すること。

また、飛行可能時間についても記載すること。

⑤ 飛行の安全性

公園利用者に支障のないよう離発着場所や飛行経路は事前に確認し、飛行経路は、止むを得ない場合を除き樹木や池の上等第三者がいない場所を飛行させること。

なお、離発着陸場所や飛行経路を記載した図面を添付すること。

⑥ 安全確保対策

不測の事態に備え、安全確保できるよう操作者とは別に人員を配置すること。

⑦ 事故発生時の対応

非常時の対応及び連絡体制をあらかじめ整えておくこと。その連絡先（携帯電話番号等）を記載した体制図を添付すること。

また、第三者賠償責任保険に加入していること。

(2) 操縦技能確認書（様式2）について

操縦技能確認書の作成にあたっては、操縦者を監督する者が、この操縦者が基準に適合しているかを確認し、当該確認書を作成のうえ、押印すること。

① 操縦者氏名

操縦者氏名を記載すること。

② 飛行経験

10時間以上の飛行経験を有すること。

③ 知識

次の知識を有すること。

ア 航空法関係法令に関する知識を有すること。

イ 安全飛行に関する知識を有すること。

- a 飛行ルール（飛行禁止空域、飛行の方法）
- b 気象に関する知識
- c 無人航空機の安全機能（フェールセーフ機能 等）
- d 取扱説明書に記載された日常点検項目
- e 自動操縦システムを装備している場合には、当該システムの構造及び取扱説明書に記載された日常点検項目

④ 技能

次の技能を有すること。

ア 飛行前に次に掲げる確認が行えること。

- a 周囲の安全確認（第三者の立入の有無、風速・風向等の気象 等）
- b 燃料又はバッテリーの残量確認
- c 通信系統及び推進系統の作動確認

イ 遠隔操作により飛行させることができる無人航空機を操縦する者は、アの技能に加えて、GPSによる位置の安定機能を使用することなく、次の技能を有すること。

- a 安定した離陸及び着陸ができること。
- b 安定して次に掲げる空中操作ができること。
 - (a) 上昇
 - (b) 一定位置、高度を維持したホバリング（回転翼機）
 - (c) ホバリング状態から機首の方向を90°回転（回転翼機）
 - (d) 前後移動
 - (e) 水平方向の飛行（左右異動又は左右旋回）
 - (f) 下降

ウ 自動操縦により飛行させることができる無人航空機を操縦する者は、アの技能に加えて、次に掲げる技能を有すること。

- a 自動操縦システムにおいて、適切に飛行経路を設定できること。
- b 自動操縦システムによる飛行中に不具合が発生した際に、無人航空機を安全に着陸させられるよう、適切に操作介入ができること。

(3) 無人航空機の機能・性能に関する基準への適合確認書（様式3）について

以下の基準に適合しているかどうか操縦者を監督する者が確認し、当該確認書を作成のうえ、押印すること。

- ① 飛行させる無人航空機の製造者名等を記入し、同じ種類の機体が国土交通省航空局のホームページに掲載されているか確認のこと。
- ② 航空局のホームページに掲載されているものと同じ種類の場合、改造の有無及びメーカー指定の点検の有無を確認すること。
- ③ 航空局のホームページに掲載されていない機体やホームページに掲載されている機体を改造している場合、又は指定の点検を行っていない場合は、次の事項を確認すること。

ア 一般的事項

- a 鋭利な突起物のない構造であること。
- b 無人航空機の位置及び向きが正確に視認できる灯火又は表示等を有して

いること。

c 無人航空機を飛行させる者が燃料又はバッテリーの状態を確認できること。

イ 遠隔操作の機体

a 特別な操作技術又は過度な注意力を要することなく、安定した離陸及び着陸ができること。

b 特別な操作技術又は過度な注意力を要することなく、安定した飛行(上昇、水平飛行、ホバリング(回転翼機)、下降)ができること。

c 緊急時に期待が暴走しないよう、操縦装置の主電源の切断又は同等な手段により、モーター又は発動機を停止できること。

d 操縦装置は、操作誤りの恐れが、できる限り少ないようにしたものであること。

e 操縦装置により適切に無人航空機を制御できること。

ウ 自動操縦の機体

a 自動操縦システムにより、安定した離陸及び着陸ができること。

b 自動操縦システムにより、安定した飛行(上昇、水平飛行、ホバリング(回転翼機)、下降)ができること。

c あらかじめ設定された飛行プログラムにかかわらず、常時、不具合発生時等において無人航空機を飛行させる者が機体を安全に着陸させられるよう、強制的に操作介入ができる設計になっていること。

3 安全確保対策

次に掲げる事項を遵守しながら無人航空機を飛行させることができる体制を構築すること。

(1) 原則として第三者の上空で無人航空機を飛行させないこと。

(2) 飛行前に、気象(仕様で設定された飛行可能な風速等)、機体の状況及び飛行経路について、安全に飛行できる状態であることを確認すること。

(3) 取扱説明書に記載された風速以上の突風が発生するなど、無人航空機を安全に飛行させることができなくなるような不測の事態が発生した場合には即時に飛行を中止させること。

(4) 酒精飲料等の影響により正常な操縦ができないおそれがある間は、操縦を行わないこと。

(5) 運行上の必要がない低空飛行、高調音を発する飛行、急降下など、他人に迷惑を及ぼすような飛行を行わないこと。

4 その他

無人航空機の飛行を伴う写真や映像撮影の実施当日は、公園管理者(指定管理者)において、様式1～3の項目等を確認し、可能な限り試験飛行を行うこと。